

## 和歌山家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時

令和3年6月30日（水）午後1時30分から午後4時まで

### 第2 開催場所

和歌山家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

（家裁委員会委員）

大矢康徳，島村みどり，谷奈々，谷口知美，田野陽子，田村政喜（委員長），  
寺元義人，戸村祥子，中村恭子，藤井敦弘，丸山哲（五十音順，敬称略）

（事務担当者等）

畔上早月，桑田芳男，植村丈代，加藤秀規，柏木辰美，武藤美穂，守山滉  
祐，須栗克史，清水妙，田中ゆかり，福井百合江，園部徳子

### 第4 議事

#### 1 開会

#### 2 再任委員紹介

#### 3 前回の議事概要等

説明者（家裁総務課長）が，前回の地家裁委員会合同テーマ「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う裁判所の対応及び変化について」に関する報告を行った。

#### 4 テーマ

「高齢社会における家庭裁判所の在り方について」

- ・ 加藤主任書記官から成年後見制度の説明を行った。
- (2) 柏木主任書記官から相続関係の各種手続について説明を行った。
- (3) 植村管理官から家事手続案内，リーフレットの活用について説明を行った。
- (4) 武藤係長及び守山事務官らによる家事手続案内電話編，対面編をロールプレイングにより実演を行った。

(5) 意見交換

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），●：2号委員（弁護士）□：3号委員（検察官）△：説明者，▲：補助者】

◎ 裁判所における家事手続案内及び裁判所が作成した相続・成年後見制度のリーフレットについて皆様から御意見を伺いたい。まず始めに，家事手続案内については，ロールプレイングによる電話及び対面での対応を御覧いただいたが，お気づきの点をお話いただきたい。

○ スライド10枚目の「成年後見制度を正しく理解いただくために」とロールプレイングで成年後見制度の手続案内は，予約制で1時間程度と説明があったが，1時間の中にDVDの視聴も含まれるか。1時間の説明は長いと思うがその点はどうか。

△ 1時間の内訳は，DVDの視聴が約30分，具体的な事情聴取が約15分，書類の案内が約15分で合わせて約1時間を見込んでいる。

○ 手元に平成26年の古い成年後見等申立セットがあるが，これを見ると，30分のDVD視聴後に，約40ページある資料を裁判所は30分で全部説明し，聞き手側も説明を理解することになるが，どちらも大変な作業である。少し簡便にしないと利用は進まないと思う。

△ 成年後見制度の申立書はかなり分厚い資料になっている。申立書は，これまで各裁判所が独自に作成していたが，現在は，全国統一の書式を使用することになっている。これにより，利用者が近くの裁判所や裁判所以外の他の市町村でも説明を受けられるようになっている。また，手続案内の説明では，相談者から質問の多い点，申立て時に間違いの多い点を中心に説明している。

◎ ロールプレイングと実際の窓口とで違う点はあるか。

▲ ロールプレイングでは，シナリオ通り，テンポ良く話が進んだが，実際の窓口相談では，相続の順番等の説明を初めての方に理解いただくのは少

し難しいため、裁判所作成の相続関係図を見せながら目で見て分かる説明を心がけている。また、今回のテーマは、単に相続放棄の手続だけでなく、成年後見の手続にまで発展した事例であり、実際の窓口相談でも手続が非常に煩雑なために、説明の途中で相談者の感情が入ることもある。その時は、相談者の気持ちを受け止めつつ、丁寧に説明を行っている。

○ 相続関係図では、第一順位の奥さんと子供さんが相続放棄をしたので、第二順位の父に相続権が移ることになるが、その父は95歳の認知症で、理解できない状態であれば、相続権が移ったことも知り得ないのではないか。知らない状態が継続すれば、第三順位の相談者（妹）には相続権が移らないのではないか。

▲ この事例では、95歳の認知症の父が、本当に要後見状態なのか不明だが、後見人の必要があれば申立てにより後見人が付き、後見人が相続の開始を知ってから3か月以内に相続放棄をすることになる。また、後見人が選任されずに父が亡くなってしまえば、相談者（妹）が相続放棄をすることもあり得る。裁判所の手続説明は、相談者から伺った事実を踏まえ、裁判所でとれる手続について説明するものであるため、相談者（妹）に最良の手続という視点では、弁護士や司法書士の専門家に法律相談することも選択肢の一つであると説明することになる。

○ 個人的な話になるが、身内が施設に入って認知症が進んだ時に、銀行から本人を連れてくるよう言われた。その時は、成年後見に頭が回らず、本人を連れてくることは無理だと伝えても相手に理解されなかった。一般的に、成年後見制度については余り知られていない。制度が広まれば早めに手が打てるのではないかと思う。

裁判所から弁護士や司法書士の専門家に相談を促された相談者が、弁護士に相談に行くとどうなるのか。

● 裁判所でした説明も当然する。弁護士も身内から相談を受ける段階では、

ご本人が要後見状態かは分からない。そのため、ご本人の認知症の程度により、認知症がひどく要後見状態の場合の説明、軽度の認知症で後見人不要の場合の説明を分けて行い、相談者が、継続して弁護士と相談することを希望すれば、ご本人や主治医と面談をして、ご本人で相続放棄ができるか、又は成年後見の手続が必要かを検討することになる。結果的に、身内から始めの相談を受けた段階で、後見の要・不要の2パターンの説明をして、それで終了した相談もある。

● 裁判所は、現状の説明しかしないので、弁護士に相談してくださいと言っているように取れる。弁護士としては高齢の父が、要後見であれば後見人を付けないと相続放棄はできないと説明する一方、相続放棄をすることは難しい判断ではないため、相談者から説明を行い、相続放棄の趣旨が理解できるのであれば父が相続放棄の書類を書いて提出することも考えられるとの話をすることもあると思う。確か裁判所は、相続放棄の申述書を提出したら確認の書類を送付するのではないか。

▲ 全件ではないが、意思確認のために照会書を送付することはある。

● 裁判所では、そういう確認もあるので、最終判断は、相談者に委ねると話すこともある。

△ 裁判所では相談者の意図を汲み取って手続案内をする一方、法律に基づいた手続説明をするため、個人の有益性の視点からの説明とずれることはある。そのため、個人の立場に立って考えてもらえる弁護士に相談してはどうかという説明をしている。

◎ 高齢の方や理解が難しい方と接する場合に心がける点があれば伺いたい。

○ 新聞は高齢者の読者が多く、多々問合せを受けることがある。私の実体験の話として、両親は高齢で、昨年父が亡くなり、母が色々な手続をしに市役所等に行ったが、認知症ではない高齢の母は、先ほどのロールプレイングのような質問や説明が上手くできない。1人で法務局に不動産登記の

手続に行った際には、手続を窓口担当者に全てやってもらったとの話を聞き、窓口の方は大変だと感じた。そもそも、高齢者は必要な手続や窓口が分からず、判断もできない。窓口等の必要な情報の伝え方について考える必要がある。

- 高齢者が最初に相談する所は、市役所又は町村役場、あるいは警察、県の法律相談や地方機関かと思う。裁判所は、関係機関と連携すべきで、その相談窓口が交通整理できれば、成年後見制度の利用が進むのではないか。そのためには、裁判所がどのような相談に対応できるのかを市町村、県や警察に理解してもらい働きかけが必要である。また、分かりやすいパンフレットを作成するとか、年に1回は、関係機関と意見交換をする場を設けるとかすれば良いのではないか。

△ 行政機関との関係は大事かと思う。先ほど成年後見制度の利用促進の説明をしたが、行政機関は、成年後見制度の申立ての支援をする機関であり、相談、広報、後見人の支援をするための中核機関を作ることが求められている。中核機関の設立について、本年度が後見制度利用促進の5か年計画の最終年ということであり、和歌山県内でも全部ではないが、いくつかの市でそのような機関が設立されているところである。裁判所は、中核機関と調整や打合せを行っており、また、年に1回、市町村担当者と成年後見制度についての問題点を議論するなどの取組を行っている。ご指摘の点については、今後も求められる所であり、力を入れていく点である。

- 成年後見制度や銀行で扱われる家族信託については、高齢者本人、その家族においても知らないことが多い。成年後見制度で、代理人に弁護士等の専門家が選定された場合、費用が高額になるケースもある。そのような、マイナスイメージだけが伝聞されたりする。

一般市民にとって、「裁判所」は非日常の存在であろう。超高齢化社会においては、裁判所は、地域包括支援センターや福祉関係者、司法書士等

とも連携し、その「敷居」をもう少し低くし、気軽に訪れ、照会できる存在であってほしい。それには、啓蒙普及活動、広報面での親しみやすさが求められよう。今回の添付資料、憲法週間行事の広報として作成されたというリーフレットは、イラスト入りのカラー刷りだが、記載内容は難しい。また、文字が多く、レイアウトも工夫を要する。後見制度を伝えることが難しければ、例えば、NHKが防災を浸透させるために、地道に数分間の特集を長期間放送しているように、裁判所から各テレビ局に成年後見制度や認知症における財産管理が高齢化社会にとって喫緊のテーマであることを伝え、易しい資料を提供してワイドショーの中などでも取り上げ、放送してもらい働きかけが必要ではないか。地道なPR活動と易しいリーフレット作りを進めてもらいたい。

- 相手に伝えるとは、相手に伝わって初めて説明になるということであり、先ほどのロールプレイングはシナリオ通りに進んでいたが、現実には、相談者の相談内容に時間をかけて理解し、説明する場合は、親身な言葉で、分かりやすく伝えているのではないかと感じながら拝見した。敬語を使って相手に説明することは、聞いていて心地がいいが、実際の場合では、敬語が相手にとって分かりづらい言葉になることもある。高齢の方が、理解できるような言葉で説明する工夫や、専門用語は、後で置き換えて分かりやすい言葉に直せばより良い説明になると感じた。また、リーフレットは、一見して何が重要で、何が書かれているのかが視覚的に入ってくるもの、また、取っ付きやすさ、長さ、言葉、レイアウトの工夫は必要だと思う。更には、この成年後見制度を広めるためには、成年後見制度が、自身にも関わるものとして広く認知され、自分の人生の選択を家族と話し合える場が社会に広がればよいと思う。そのためには、メディアや行政を活用した地道な取組を行うことが重要であり、小さな一歩が、国民の意識を少しずつ変えていくことに繋がるのではないかと感じた。

□ 先ほどのロールプレイングは上手く話が進んだが、今回の事例で、第二順位が95歳の父で、第三順位の相談者（妹）の弟が60歳代くらいと思うが、弟に後見人を依頼した際に弟が後見人をやってくれるのかという問題があると思う。その場合に、リーフレットの5ページに記載のとおり「家庭裁判所のほか、・・・成年後見制度を利用するための手続、必要な書類などを相談することもできます。」とあるが、これは具体的にどの程度相談者に説明しているのか。

△ 後見の手続案内をしていると、相談者の中には、後見の手続を進めますという方もいる一方、今回の事例は自分には当てはまらない、今後の手続において何年間も後見人になることは考えていないという方もいる。そのような方には、ご本人が高齢であることで、行政機関と何か関わりを持ったことがあるかと尋ねることがある。例えば、親族が後見人となった場合、1人で全てをすることは難しいと考えられることから、ご本人と密接に繋がった介護などの福祉サービスの利用について話すこともある。

□ 申立てや相談をされる方は、いくつも選択肢があった方がありがたいと思う。後見人ができない方には、この方がやってくれるといった具体例や選択肢を挙げることは可能ではないか。行政に相談するとの案内においても、どの行政機関と相談すればいいのかが分からず消化不良に終わるのではないか。

リーフレット記載の「弁護士会、司法書士会、社会福祉士会」がどこまで連携できるのか難しいところではあるが、どれくらい紹介できるのか又はどこに窓口があるのかを紹介できるように連携できればいいと思う。

◎ 先ほど、弁護士として依頼を受けた場合の視点からお話を伺ったが、弁護士会として高齢者に対する取組等はされているのか。

● 弁護士会では、高齢者障害者支援センターの電話相談を設けており、事前予約制ではあるが、高齢者の後見・財産監督などのお悩みを聞いている。

- ◎ 高齢の方に説明をする際の配慮で留意する点はないか。
- 大きな声で、ゆっくりと、はっきりと話をすることである。難しい言葉を易しい言葉に言い換えることも必要だと思う。
- 高齢者に限らず、相手の話をよく聞くことが重要である。こちらから一方的に意見を押しつけるのではなく、先ずはこちらからオープンに話を聞いて、相手に話をさせ、こちらが聞く必要がある点を掘り下げて、またオープンに聞くということをしている。高齢者は、同じ事を繰り返したり、話が飛んだりするため、話を戻すための質問をもう一度して、同じ所に焦点を当てて繰り返すことである。
- 素朴な質問だが、裁判所の窓口相談では、1件20分を目処に対応しているとのことだが、窓口での待ち時間はどの程度か。
- ▲ 1件20分は、手続案内に来られた方への目安であり、実際は、5～10分で終わることが大半である。込み入った話では20分程度かかる方もいる。待ち状況は、現在コロナ禍であるため、窓口対応を3組から2組に制限して番号札を渡しているが、窓口が混み合うのは午後1時前であり、窓口が開けば5～10分で流れているのが現状である。中には電話で予約を取りたいという方もいるが、先着順で対応できており、待ち時間も余り出さないよう対応しているので、都合のいい時間に来庁してくださいと御案内している。ただし、成年後見は例外であり、予約制である。

5 次回委員会の意見交換テーマ

少年事件における教育的措置について

6 次回委員会の開催日時

令和3年11月10日（水）午後1時30分

7 退任委員挨拶

8 閉会